

団体名：苫小牧港の軍港化阻止実行委員会

回答日：令和7年10月24日

要望書（回答）

1. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業であり、軍事利用は望ましくないことを、市長は市民を代表する立場として表明してください。あわせて、民間港を軍事に利用することへの疑念の声が市民のなかから市に対して寄せられていることを、関係機関やマスコミに対し機会を捉え伝える努力をしてください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

港湾の利用につきましては、港湾法において「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしてはならない」とされております。

なお、国防につきましては、国の専権事項となります。市民の安全・安心を第一に対応してまいります。

また、市民からの疑念の声につきましては、機会を捉えて北海道防衛局等に伝えてまいります。

2. 今回の訓練に関わり、苫小牧市内でどのような施設が利用されているのか、市民の安全はどのように担保されているのか、関係機関に対し必要な申し入れを行うとともに、これまでと同様に市として行った対応を含め適切な情報を市民に対し提供してください。

【回答】（総合政策部空港政策課、市民生活部危機管理室、産業経済部港湾・企業振興課 担当）

市内施設の利用につきましては、岸壁やエプロンなどの港湾施設や滑走路などの自衛隊施設のほか、車両が走行する幹線道路などが考えられます。

なお、今回の訓練にあたり、国の訓練概要資料を市ホームページに掲載し、市民周知を図っておりますが、今後、北海道防衛局から情報が得られ次第、速やかに公表してまいります。

また、北海道防衛局に対し、訓練における安全管理の徹底などを申し入れているところでございます。